

株式会社 竜陽 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日 ～ 令和10年3月31日までの5年間

2. 内容

目標：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度（男性社員も含め）の周知や情報提供を行う。

《対策》

- 令和5年4月～ 育児・介護休業法 改正による育児休業の分割取得や産後パパ育休に関する条文の追加・施行の規則を社内ポータルに掲示する。
- 令和5年4月～ 男性の子育て目的休暇を社員へ周知する。